

平成23年度国の施策等に関する提案・要望項目 一覧表

平成22年11月

番号	項目	所管省庁	提案・要望内容
1	地域主権の確立に向けた体制の整備について【企画部】	総務省 内閣府	<p>「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて早急に次の体制整備を行うこと。</p> <p>国と地方の二重行政の解消と地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うために、国の出先機関は原則廃止し、地方にできることはすべて地方に移管すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介は、地域の実情に応じて行うことが求められている。ハローワークは地方に移管すること。 ・地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきである。ポリテクセンターは地方に移管すること。 ・地方への移管は、「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで行うこと。 <p>国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」(仮称)を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。 <p>補助金等の一括交付金化については、地方が地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、国のチェックを事前規制から事後評価にシフトし関与を最小限とするなど、自由度の高い仕組みとすること。</p> <p>地方が、それぞれの地域の実情に応じた事務の執行ができるよう、地方の自主性・裁量性の拡大に向けた更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主権戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりの実施が約6割に留まり、見直し数として不十分。 ・地域主権改革一括法案において、施設・公物設置管理基準が条例委任されたとしても、「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」により実質的に政省令で縛られるなど、内容としても不十分。 <p>「国と地方の協議」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策の企画立案段階から実質的な協議が行われる、実効性のあるものとする。</p>
2	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について【総務部】	総務省 内閣府	<p>地方税財源の充実強化と偏在の是正</p> <p>今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。</p> <p>ひも付き補助金の廃止と一括交付金化</p> <p>一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に</p>

			<p>留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。 ・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。 <p>地方交付税総額の復元・増額</p> <p>財政運営戦略が策定されたところであるが、プライマリー・バランス目標や基礎的財政収支対象経費の3年据置きの実現に向けては、国の赤字を地方に付け替えるようなことは行わず、地方交付税については交付税率の引上げ等を的確に行い、三位一体改革の影響により減少した地方の一般財源総額を復元すること。臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。</p> <p>地方環境税（仮称）等の創設</p> <p>地方自治体が地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割やCO₂排出削減の観点等を踏まえ、地方環境税（仮称）や現行の自動車重量税と自動車税を一本化した環境自動車税を創設し、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。</p> <p>法人税減税に伴う地方税収の確保</p> <p>法人税減税を行う場合は、地方の法人関係税収に影響がないよう措置するとともに、地方に混乱が生じることのないよう配慮すること。</p> <p>子ども手当の全額国庫負担</p> <p>平成23年度以降の子ども手当の支給は全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。</p>
3	県内高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】	国土交通省	<p>「山陰道」など第一次の高速道路ネットワークのミッシングリンクを早期に解消すること。</p> <p>高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。</p> <p>暫定2車線で供用中の「米子自動車道」の利便性や安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うとともに、無料化社会実験を行い、その経済効果を確認すること。</p>
4	「境港」の日本海側拠点港選定と重点的な港湾施設整備等について【県土整備部】	国土交通省	<p>「境港」を日本海側拠点港に選定すること。</p> <p>「境港」が北東アジアゲートウェイとしての機能をより充実し、さらに日本海側拠点港としての役割を果たすために、重点的な港湾施設整備と必要な規制緩和を行なうこと。</p>
5	切れ目のない雇用経済対策の速やかな実行等について【商工労働部】	内閣府	<p>国の雇用経済対策には、地域の雇用・経済の立て直しに必要な取り組みが盛り込まれていることから、対策に掲げた施策を速やかに実行に移すこと。</p> <p>新成長戦略の「環境・エネルギー」及び「健康」、「アジア経済戦略」などの成長分野の推進においては、地方の中小企業の競争力を強化し、我が国産業全体の底上げを図るため、地方視点での推進及び施策の積極的な前倒し実施を行うこと。</p>
6	消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について【鳥取県市長会】	内閣府（消費者庁）	<p>国の「消費者行政活性化交付金」は、平成24年度までの交付とされているが、有資格者の配置や事務運営に対する財政支援を継続するとともに、交付金の用途については、先行して有資格者を設置した団体に不利とならな</p>

			いよう人件費全体に充当できるよう改善すること。
7	「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備に係る事業採択について【農林水産部】	農林水産省	「食のみやこ鳥取県」を推進するため、県内農林水産業団体等が連携して、鳥取自動車道の開通に合わせて平成23年6月にオープンを予定している「食のみやこ鳥取県」販売拠点施設の整備が促進できるよう、「産地収益力向上支援事業」の採択について配慮すること。
8	戸別所得補償制度の本格実施について【農林水産部】	農林水産省	<p>実効性、公平性の高い制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入へのインセンティブが働く制度内容とするとともに、加入率の低い地域において加入を強力に推進すること。 ・米の生産数量目標の県への配分については、生産数量目標に即して生産を行った県が不利とならない算定方式に見直すこと。 <p>地域の実情に配慮した制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産規模が小さく生産コストの高い地域が不利とならないよう、地域性を考慮した単価設定を行うこと。 ・産地資金の都道府県配分においては、自給率向上を支える地域農業の発展につなげるため、十分な予算措置を行うこと。 ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産を進めるため、担い手加算、団地化加算等を制度に位置づけて実施すること。 ・次年度の農家の営農計画に影響が出ないよう、制度内容を早期に明確化すること。 <p>円滑な推進のための実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAの位置付けを明確化する等、各県の現状を踏まえた実効性のある体制が可能となるようにすること。 ・農業再生協議会については、統合を必須とせず、各県の実情に即した協議会の運営を可能とすること。 <p>戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の変動部分の交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすること。 ・備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒しして実施すること。
9	太平洋クロマグロの資源回復に向けた取組について【農林水産部】	農林水産省	<p>農林水産省は平成22年度中に「太平洋クロマグロの資源回復計画」を策定することとしており、大中型まき網漁業については、未成魚の漁獲規制を柱とする資源管理措置の手法について検討されている。</p> <p>本県境港では、6～8月にかけて大中型まき網漁業で漁獲されたクロマグロの水揚げがあり、地域の基幹漁業となっていることから、急激な規制の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、科学的な根拠に基づく適切な管理方を検討されること。</p>
10	農産物集出荷施設の整備に要する財源確保について【農林水産部】	農林水産省	「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な財源を確保すること。 特に、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として

			今年度補正予算要求中の「食料自給率向上・産地再生緊急対策」についても、十分な予算の確保及び事業実施期間等柔軟に運用すること。
1 1	農林業の就業及び定着促進対策の充実強化について【農林水産部】	農林水産省	<p>『農の雇用事業』における制度拡充と事業継続</p> <p>(1) 助成対象者に、I J Uターナー等の円滑な農業就業に必要な基礎技術研修を行う農地保有合理化法人等を追加、又は『農業研修支援事業』(概算要求中)による支援を行うこと</p> <p>(2) 研修支援期間の延長、助成対象経費の見直し及び助成額の引き上げを行うこと。</p> <p>『経営体育成支援事業(新規就農者補助事業)』(概算要求中)の要件拡大と事業継続及び『就農支援資金(就農施設等資金)』の予算枠確保と必要額の割当</p> <p>(1) 『経営体育成支援事業』は、就農時期を限定せず、就農後3年以内の者を対象とし、年度初めからの迅速な予算執行に対する配慮をすること。</p> <p>(2) 『経営体育成支援事業』、『就農支援資金』の予算枠の拡大と必要額の確実な割当を行うこと。</p> <p>『緑の雇用担い手対策事業』の制度拡充と事業継続</p> <p>(1) 助成額の引き上げ、研修支援期間の延長及び募集時期の見直し、作業種区分の拡充(特用林産の追加)を行うこと。</p> <p>県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度の創設</p> <p>(1) 農林業における雇用拡大、農商工連携推進のためには、関連産業の育成が必須であり、農林水産物加工業者等が行う規模拡大、新部門導入等に伴う新規雇用に対する支援施策の創設が必要</p>
1 2	環太平洋連携協定(TPP)に係る関係国協議について【農林水産省】	農林水産省	<p>TPPは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。</p> <p>国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。</p>
1 3	ポリテクセンターの都道府県移管について【商工労働部】	厚生労働省	<p>ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。</p>
1 4	職場適応訓練の利用促進について【商工労働部】	厚生労働省	<p>全国的に利用実績が低下している「職場適応訓練」について、求職者がより利用しやすいものとなるよう、制度の見直しによる利用促進策を検討すること。</p>
1 5	安心子ども基金の要件見直し等子育て支援施策の充実	厚生労働省	<p>安心子ども基金については、基金の延長、積み増しが予定されているところであるが、この際、各種事業につい</p>

	について【福祉保健部】		て補助率、補助基準額等の補助要件の見直しを行うこと。その他、放課後児童クラブの補助要件及び補助基準額等の見直し及び地域子育て支援センターの補助対象要件の見直しを行うこと。
16	民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について【福祉保健部】	厚生労働省	民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準を上げること。"
17	特別医療費助成事業（地方単独事業）実施に係る国庫負担の減額措置の見直しについて【鳥取県市長会】	厚生労働省	特別医療費助成制度を実施しても国民健康保険事業に対する国庫負担金が減額されることのないよう、見直しを行うこと。
18	子ども手当について【鳥取県市長会】	厚生労働省	平成23年度以降の子ども手当の支給は、全額国庫負担とし、国の責任において必要な財源を確保すること。給食の際、市町村が幼稚園・保育園の保育料滞納分及び学校給食に必要な保護者負担相当額を事前に差し引いて充当することができるように法の整備を行うこと。
19	私立中学校に対する就学支援金制度について【企画部】	文部科学省	義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。
20	少人数学級の制度化について【教育委員会】	文部科学省	少人数学級の推進等を含む新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案を実現すること。 新学習指導要領の円滑な実施のために、当該定数改善計画案に示された年次計画のうち、中学校における少人数学級を平成24年度から実施するよう再検討すること。 地方の財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率及び負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。
21	人権施策の推進について【総務部】	法務省	人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立すること。
22	中小・零細企業者の資金繰り円滑化対策の継続・強化について【商工労働部】	内閣府 (金融庁) 経済産業省 (中小企業庁)	平成23年3月31日に期限が到来する「景気対応緊急保証制度（緊急保証制度）」の期間を延長すること。 平成23年3月31日に失効する「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を延長し、中小・零細企業者の資金調達に支障を生じないよう、中小企業の特性に配慮した金融機関に対する指導・監督を継続・実施すること。
23	廃棄物焼却施設改良事業への財政上の支援策の充実について【生活環境部】【鳥取県市長会】	環境省	廃棄物処理施設の基幹的設備の改良に係る循環型社会形成推進交付金の交付要件の緩和を行うこと。